

【アメリカ】 USMCA 施行法

アメリカとメキシコ、カナダの間の新たな自由貿易協定を施行するための法律 (United States-Mexico-Canada Agreement Implementation Act, P.L.116-113) が、2020年1月29日に制定された。従来の NAFTA に代わる新たな自由貿易協定 (USMCA) を承認し、国内法化する法律である。USMCA は、2018年11月30日に署名され、2019年12月10日に新協定の一部を改定する議定書が合意された。USMCA 施行法は、第1編「USMCA の承認及び総則」、第2編「関税規定」、第3編「USMCA の各分野及びサービスへの適用」、第4編「反ダンピング及び相殺関税」、第5編「移行規定及びその他の改定」、第6編「USMCA への移行及び延長」、第7編「労働監視及び執行」、第8編「環境監視及び執行」、第9編「2019年 USMCA 補正歳出予算法」の全9編で構成される。

政治議会調査室・廣瀬 淳子

・ <https://www.congress.gov/116/bills/hr5430/BILLS-116hr5430enr.pdf>

【アメリカ】カリフォルニア州の賃貸借契約における賃借人保護法

連邦住宅都市開発省（U.S. Department of Housing and Urban Development: HUD）によれば、全米規模でホームレスの人数が、2019 年末に前年比で 2.7%増えたが、カリフォルニア州での増加がこれに大きく寄与する。同州では、住宅不足から賃料が急騰し、立ち退きを迫られた人がホームレスとなる場合も多く、「住宅危機」とされる一方で、賃貸借契約に対する法規制は弱かった。賃貸人は、任意の時期に、任意の幅で、賃料を引き上げることができ、唯一の制限は、賃料の引上幅に応じた賃料増額通知の時期に関するものであった。そこで、カリフォルニア州は、賃料の引上幅を規制するとともに、これだけでは、現在の賃借人に立ち退きを迫り、新たな賃借人に対し自由に当初賃料を定める結果になりかねないことから、賃貸借契約における賃借人の保護を強化する民法規定（Civil Code §§ 1946.2, 1947.12, 1947.13）を新設する法律を制定した（AB1482, Chapter 597 of 2019 Laws）。この法律は、2019 年 10 月 8 日に成立、2020 年 1 月 1 日に施行され、2030 年 1 月 1 日に失効する。

主な内容は、次のとおりである。①住宅の賃料の引上幅の上限は、12 か月で賃料の 5%+インフレ調整分又は賃料の 10%のいずれか低い方とする。賃料の引上げは、12 か月に 2 回以内とする。②賃貸人は、新たな賃借人につき、自由に当初賃料を定めることができるが、その後の引上幅は①に従う。③2019 年 3 月 15 日から 2020 年 1 月 1 日までの間に、①の引上幅を超える引上げがなされる場合には、2020 年 1 月 1 日に適用される賃料は、①に許容される最高額とされる。同じ期間に、①に許容される引上幅より少ない賃料を定める場合には、引上げは 2 回まで、かつ、①により許容される最高額まで認められる。④全ての賃借人が継続的かつ合法的に 12 か月を超えて住宅を占有する場合又は賃借人の少なくとも 1 人が継続的かつ合法的に 24 か月を超えて住宅を占有する場合には、賃貸人は、賃貸借契約の解除に際し、賃借人に正当な理由を示す。⑤正当な理由には、賃借人の過失がある場合とない場合がある。過失がある場合とは、(i)家賃の不払、(ii)不動産の毀損、(iii)住宅において行われる犯罪行為等である。過失がない場合とは、(a)住宅を賃貸人やその家族が利用すること、(b)住宅の賃貸をやめること、(c)住宅の大改装を行うこと等である。過失のない場合には、賃貸人は、賃貸借契約の終了の際に、賃料の 1 か月分の転貸支援を行うか、又は書面により最終月の賃料の支払を免除する旨を通知する。⑥④及び⑤の定めは、(1)病院、長期療養施設等、(2)寄宿舍、(3)賃貸人と賃借人が共有スペースを有する住居、(4)15 年以内に建設された住居、(5)低所得者層向けの住居等には適用されない。⑦④から⑥までの定めは、賃貸借契約の終了のための正当な理由を求める、より保護に厚い地方条例が適用される住居には適用されない。

海外立法情報課・中川かおり

・ https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=201920200AB1482

【EU】英国との新たなパートナーシップのための交渉を開始する EU 理事会決定

2020年1月31日、英国はEUを離脱し、2020年12月31日までの移行期間に入った。2020年2月25日、EU理事会は、英国との新たなパートナーシップを構築するため、欧州委員会にEU代表としての交渉権限を与えるEU理事会決定（Council Decision (EU, Euratom) 2020/266. 全4か条）を採択した（同月27日に欧州連合官報により公布）。

交渉方針の詳細は、同決定の補足文書（Addendum）に示されている。補足文書は、第I編（背景）、第II編（目的及び範囲）、第III編（新たなパートナーシップの内容）、第IV編（地理的な適用範囲）、第V編（言語に関する規定）、第VI編（EU諸機関との情報共有）の全6編172項目で構成される。このうち、EUが目指す英国との新たなパートナーシップの内容を規定する第III編は、EU・英国が共有すべき基本的価値等の全般的な事項に関する第1部（人権尊重、テロとの戦い、気候変動対応、データ保護等）、経済に関する第2部（貿易、人の移動、漁業権、公正な競争条件（level playing field）の保証等）、安全保障に関する第3部（警察・司法協力、外交協力等）で構成される。

欧州委員会は、上記の決定及び交渉方針に沿って、英国との交渉を2020年3月から開始した。なお、同年12月31日までの移行期間中、英国にはEU法令が引き続き適用されるが、英国はEU法令の決定過程に関与することはできない。移行期間は、EU及び英国が同年6月末までに合意した場合に限り、1度のみ、1年又は2年の延長が可能である。期限までに新たなパートナーシップに関する交渉が成立せず、移行期間も延長されない場合には、英国は特段の取決めのないままEUから完全に離脱することとなる。

海外立法情報課・濱野 恵

- ・ <http://data.europa.eu/eli/dec/2020/266/oj>
- ・ <https://www.consilium.europa.eu/media/42736/st05870-ad01re03-en20.pdf>

【EU】2020年事業計画の公表

欧州委員会は、今後1年間に予定している主な提案事項を示す事業計画（Work Programme）を毎年公表している。ウルズラ・フォンデアライエン氏を委員長として2019年12月に発足した新欧州委員会は、2020年1月29日、初めての事業計画となる「欧州委員会事業計画2020—更なる高みを目指す連合—」（COM(2020) 37 final. 以下「事業計画2020」）を公表した。

事業計画2020は、2020年に実施予定の施策の6つの柱として、①欧州グリーンディール（本誌282-2号（2020年2月）p.29参照）、②デジタル時代に適応した欧州（欧州デジタル戦略の策定等）、③人々のために適切に機能する経済（EUレベルの最低賃金水準の設定等）、④世界における欧州の存在感の向上（アフリカ諸国等の第三国との関係強化等）、⑤欧州的な生活様式の促進（人々の健康や技能の向上、移民・難民に関する施策等）、⑥欧州的な民主主義のための活動の強化（欧州の未来に関する会議の開催等）を挙げている。

事業計画2020には、5編の附則が付属している。第1編は上記6つの柱に対応する全43項目の施策のリスト、第2編は既存立法の評価枠組みである「規制適合性及び実績評価プログラム」（Regulatory Fitness and Performance Programme: REFIT）の対象となる法令のリスト、第3編は既提出法案のうち2020年に優先的に審議されるべき法案のリスト、第4編は既提出法案のうち審議がこう着しており進展が見込めない等の理由で撤回予定の法案のリスト、第5編は廃止予定の既存法令のリストである。

海外立法情報課・濱野 恵

- ・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=COM:2020:37:FIN>

【フランス】農村部における公共サービスへのアクセスに関する会計検査院の調査報告書

財政裁判所法典 L 第 132-6 条の規定に基づき、フランス議会の下院議長の 2017 年 10 月 12 日の要請を受けて、会計検査院は、下院の公共政策評価・監視委員会のために、農村部における公共サービスへのアクセスに関して調査を行った。この結果に関する報告書は、2019 年 3 月 8 日に下院議長に提供され、同月 20 日に一般に公表された。

この報告書では、分析の結果、農村部における公共サービスの提供水準は、少ない交通手段、低い人口密度、高齢化の進行、低調な経済活動、人材の不足などが要因となって、都市部に比べ貧弱になりやすいとされた。しかし、①オンラインを通じたサービスの提供が進んだこと、②国家憲兵隊や郵便局の配置では農村部が手薄にならない工夫がなされたこと、③小学校等の再編では、農村部の学校数自体は減ったものの、市町村の区域を越えた学校の配置を行うことなどの工夫を行い、教員 1 人当たりの生徒数は維持できていることを考慮すると、全ての公共サービスについて農村部が貧弱とはいえないとしている。また、将来的には、農村部の課題は一層深刻になると予想している。

さらに、会計検査院は、全国的な規模で公共サービスを再編成するに当たって、①測定可能な目標を設けて取組を行うこと、②国土の団結（国土の多様性を維持し均衡ある発展を実現するという概念）を強化するという視点を持つこと、③サービス提供に関する責任の所在を明確にすること、④提供体制を見直し、運営を簡素化すること、⑤市町村単位で考えるのではなく、広域行政によること、⑥オンラインによるアクセスを強化することという 6 つを重視すべき事項として提言している。

海外立法情報調査室・三輪 和宏

・ <https://www.ccomptes.fr/system/files/2019-03/20190320-acces-services-publics-territoires-ruraux.pdf>

【ドイツ】 刑事手続を現代化する法律

連立与党 (CDU/CSU 及び SPD) が「法の支配 (法治国家)」に対する信頼を高めることを目的として提出した法案に基づき、刑事手続現代化法 (BGBl. I S.2121) が 2019 年 12 月 12 日に公布され、一部を除き翌 13 日に施行された。同法は全 10 か条の条項法で、刑事訴訟法 (BGBl. I 1987 S.1074, 1319)、裁判所構成法 (BGBl. I 1975 S. 1077)、少年裁判所法 (BGBl. I 1974 S. 3427)、証人保護調和法 (BGBl. I 2001 S. 3510)、弁護士報酬法 (BGBl. I 2004 S.718, 788) を改正し、通信の秘密 (基本法第 10 条) の制限を規定し、法廷通訳士法 (BGBl. I 2019 S. 2121, 2124) を新たに制定する。法廷通訳士法の施行は、2021 年 7 月 1 日である。特に刑事訴訟法は、被害者の権利を強化することと、手続を迅速化・簡素化することに加え、捜査当局の権限を拡張して犯罪捜査の実効性を高めることを目指して、刷新された。

主な内容は、以下のとおりである。①レイプ等被害者の権利向上。レイプ被害者は裁判官の前で証言しなければならないが、深刻な感情的ストレスをもたらす尋問回数を減らすため、成人の被害者も既に実施した尋問のビデオ資料を本審で使用できるようにする。②より簡単かつ迅速な手続。特に多数の公訴参加者が関与する大規模な刑事訴訟の場合、その利益が同じである場合、代表者をまとめ、関係者の数を減らすことにより、手続を合理化する。③捜査権限の拡大。住居侵入、特に連続犯罪に対処するため、捜査当局に通信監視の選択肢を与える。また、加害者特定のために、DNA 資料を活用し、髪、目、肌の色及び加害者の年齢を判断することを可能とする。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2549/254955.html>

【ドイツ】 2019 年末・2020 年 1 月からの売上税 (付加価値税) 軽減税率適用品目の拡大

ドイツでは売上税 (Umsatzsteuer) (日本の消費税に相当する付加価値税 (VAT)) の標準税率は 19%で、生活必需品とされる食料品や書籍、近距離公共交通などには、原則として 7%の軽減税率が適用される。2019 年 12 月制定の 2 つの法律により、売上税法 (BGBl. I 2005 S. 386) が改正され、2019 年 12 月 18 日から電子書籍や新聞・雑誌の電子版 (同法第 12 条第 2 項への第 14 号追加) が、2020 年 1 月 1 日から生理用ナプキンやタンポン等の女性用生理用品 (同法第 12 条第 2 項第 1 号による附則 2 への第 55 号追加) と長距離鉄道料金 (同法第 12 条第 2 項第 10 号改正) が、新たに軽減税率の対象となった。

電子書籍等と女性用生理用品については、電気自動車税制優遇措置等法 (BGBl. I 2019 S. 2451) により改正された。電子書籍等への適用については、以前は EU 指令 (2006/112/EC) が軽減税率の適用を物理的媒体に限定していたが、電子版も適用対象とできる旨改正されたために、可能になった。女性用生理用品については、「生理は贅沢 (ぜいたく) なのではない」という要求を伴う請願を約 19 万人が支持し、その後、連邦財務省が軽減税率の対象とすることを決定した。長距離鉄道料金については、2030 年気候保護プログラムを税法へ導入する法律 (BGBl. I 2019 S. 2886) によって改正された。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2517/251757.html>

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2545/254562.html>

・ <https://www.bundesregierung.de/breg-de/suche/neuregelungen-januar-2020-1707712>

【ロシア】賄賂の定義の明確化

ロシア連邦最高裁判所総会は、2019年12月24日付けモスクワにおけるロシア連邦最高裁判所総会命令第59号「ロシア連邦最高裁判所総会命令2013年7月9日第24号「賄賂及びその他の汚職犯罪事件に関する司法実践について」及び2009年10月16日第19号「公職濫用及び公職権限の逸脱事件に関する司法実践について」の改正について」を決定し、同月31日に公布した。ロシア連邦最高裁判所総会命令とは、法律の解釈を定めたもので、連邦憲法的法律第3号「ロシア連邦最高裁判所について」第5条第5項に基づき、ロシア連邦最高裁判所総会の構成員から成る会議に出席した過半数の賛成と、同裁判所議長及び書記の署名により発せられる。本改正の目的は、賄賂の定義を拡大・明確化することで、公務員の汚職をより確実に取り締まることである。ロシア連邦刑法典第290条によると、賄賂とみなされるのは、あらゆる国家机关及び地方自治体の職員が、あらかじめ約束した行動の遂行又は職務遂行の拒否と引換えに、現金、貴重品、物質的福利あるいはサービスの提供を受けることである。今回の改正により、賄賂とみなされるサービスが明確化された。連邦政府が発行する『ロシア新聞』は具体例として、「商店や喫茶店で、公務員に対して割引を行う」、「公務員に対して無料の海外旅行を提供する」、「銀行が公務員に対してただ同然の金利で貸付けを行う」といった事例を挙げている。また、公務員に仮想通貨を送り、見返りを求めることも賄賂とみなされることが明確化された。

前海外立法情報課・古澤 卓也

- <https://rg.ru/2019/12/31/vs-dok.html>
- <https://rg.ru/2019/12/30/verhovnyj-sud-raziasnil-poniatie-vziatki-i-prevysheniia-dolznostnyh-polnomochij.html>
- http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_10699/6411e005f539b666d6f360f202cb7b1c23fe27c3/

【ロシア】拘置所における妊婦及び母親の待遇改善

2019年12月27日、連邦法第520号「連邦法「犯罪遂行に関する被疑者及び被告人の監視下における拘留について」の改正について」が成立し、1995年に制定された連邦法第103号「犯罪遂行に関する被疑者及び被告人の監視下における拘留について」が改正された。ロシアでは以前から、3歳以下の子供を持つ母親が拘留された場合、拘置所内で子供と共に生活することが許されていた。しかし、妊娠した女性や子供を連れた女性の収容スペースに関しては従来何の規定もなく、通常の被疑者や被告人と同様、4平方メートルが割り当てられていた。また、こうした女性はほかの囚人と共に収容スペースで生活していた。本改正により、妊娠した女性及び母親の待遇が2つの点で改善された。第一に、3歳以下の子供に1人当たり4平方メートル以上の収容スペースが与えられる。第二に、3歳以下の子供を伴った女性及び妊娠した女性はほかの被疑者や被告人とは別の部屋を与えられることが定められた。

前海外立法情報課・古澤 卓也

- <http://docs.cntd.ru/document/564068995>

【韓国】バス車内への防犯カメラ等の設置義務化

近年、韓国では公共交通機関への防犯用及び運行・事故状況把握用の映像記録装置（以下「カメラ」）の設置を義務付ける法整備が進められている。2014年1月7日、都市鉄道法が改正され、都市部を走る鉄道車内へのカメラの設置を義務付ける条項（同法第41条）が新設された（同年7月8日の改正法施行以降に購入した地下鉄を含む鉄道車両が対象）。さらに2018年9月18日、旅客自動車運輸事業法が改正され、バス車内へのカメラの設置を義務付ける条項（同法第27条の3）が新設された。これにより、2019年9月19日から、事業用バス（路線バス、高速バス、貸切バス等）の車内へのカメラの設置が義務付けられるとともに、案内板等によりカメラが設置されていることが容易に認識できるようにすることや、映像記録の目的外使用、録音及び運行時間外の撮影を禁止すること等も規定された。カメラは、バス前方、運転者の状況及び乗客の状況を撮影できる場所に設置され、映像記録は保管期間（3日以上）経過後に削除される（同法施行規則第58条の4）。

利用者サービス部政治史料課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_R1Z6O1D0D2Y1S1U7M3O0U4H4W0B1P9**【韓国】韓食振興法の制定—海外優秀韓食レストラン指定制度の導入—**

2019年8月27日、韓食（韓国料理）及び関連産業の振興・発展を図ることを目的とした韓食振興法が制定され、2020年8月28日に施行される。同法は全5章（本則19か条及び附則）から成り、①韓食、韓食産業及び韓食事業者の定義（第2条）、②農林畜産食品部（部は日本の省に相当）長官による韓食振興に関する計画及び施策の策定・実施（第3条）、③韓食及び韓食産業に関する実態調査の実施（第5条）、④国及び地方公共団体による研究開発の促進（第6条）、⑤韓食関連情報システムの構築・運営（第7条）、⑥国及び地方公共団体による国際交流等の促進（第8条）、⑦専門人材の養成（第11条）、⑧海外優秀韓食レストランの指定（第15条）、⑨韓食振興院の設立（第16条）等が規定された。なお、⑧のレストランの指定基準等については、下位法令で規定されることになっており、当該指定を受けたレストランは、その旨を表示することができる。

利用者サービス部政治史料課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_C1U8P1K1V2W8P1H8C1X2P3W2H6S7T8

【中国】地域社会（社区）における受刑者矯正制度に係る法整備

中国の「社区矯正」制度とは、保護観察、執行猶予、仮釈放及び一時刑務所外服役に処せられた受刑者に対し、行政の末端の自治組織である「社区」において実施される矯正制度をいう。2003年から国内の一部地域で試行が開始された同制度は、2009年からは試行が全国に拡大された。その後、刑法改正（2011年）、刑事訴訟法改正（2012年）により関係規定が整備されたほか、「社区矯正実施規則」（2012年、最高人民法院・最高人民検察院・公安省・司法省合同通知）等の実施細則も制定され、制度は現在、本格実施の段階に入っている。政府統計によれば、2003年から2019年までに受け入れた社区矯正対象者は計478万人、同期間の社区矯正終了者は計411万人を数える。また、1人当たりの社区矯正執行経費は刑務所の場合の10分の1、矯正対象者の矯正期間中の再犯率は0.2%にとどまっている。2019年12月28日、社区矯正法が第13期全国人民代表大会常務委員会第15回会議で可決、成立し、同日公布された。同法は、社区矯正制度の実施に係る事項について包括的に定め、制度の法的基盤の更なる強化を図るものであり、総則、機構・人員・職責、決定及び受入れ、監督管理、教育・支援、解除及び終了、未成年者社区矯正特別規定、法的責任、附則の全9章63か条から成る。同法の施行日は、2020年7月1日である。

前海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201912/19fa28a0c240403780307be83e14aed6.shtml>**【中国】証券法の改正**

2019年12月28日、証券法が改正された（同日公布、2020年3月1日施行）。同法は、1998年の制定以来、数次の改正を経ているが、規定内容が大幅に改正されるのは、2005年以来2回目である。今回の改正には、最近の中国の証券市場関連の各種の制度改革が反映されている。改正法は、総則、証券発行、証券取引、上場会社の買収、情報開示、投資者保護、証券取引所、証券会社、証券登録決済機構、証券サービス機構、証券業協会、証券監督管理機構、法的責任、附則の全14章226か条から成る。このうち、情報開示（10か条）及び投資者保護（8か条）は、今回新たに加えられた章である。主な改正内容には、①証券の公開発行における規制緩和と手続の簡素化（従来の認可制を登録制に変更）、②情報開示制度の強化拡充、③投資者保護制度の整備（特に、資産、投資経験等の少ない投資者に対する保護の強化）、④投資者保護機構による代表訴訟・集団訴訟の制度新設、⑤罰則の強化等が含まれる。

前海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201912/7507169360184250b304ca1dcb843a57.shtml>

【フィリピン】国境を越える高等教育に関する法律

2019年8月28日、国境を越える高等教育の発展及び管理を通して国民の教育サービスへのアクセスを広げ、そのための財源の充当について規定する「国境を越える高等教育に関する法律」(Transnational Higher Education Act: R. A. 11448.)が成立した(9月25日公布、10月10日施行、全26条)。国境を越える高等教育とは、高等教育において、学生、教職員、教育サービス等が国家領域を越えて移動することをいう。同法では、遠隔教育や留学プログラム等、国外の教育制度を含む高等教育に関するあらゆる実施形態が、国境を越える高等教育に含まれるとされている(第3条)。立法目的は、①国民及び社会のニーズの変化に応じた質の高い教育を提供すること、②高等教育を近代化すること、③高等教育を世界的に競争力のあるものにする、④フィリピンの高等教育機関に関わる人材基盤を改善すること等である(第2条)。

フィリピンの公立及び私立の高等教育機関の学位授与プログラム等を所管する高等教育委員会(Commission on Higher Education)は、国境を越える高等教育プログラムの創設及び国境を越えて高等教育を提供する機関の設立を促進するための一貫した国家戦略を策定する(第4条)。また、国境を越える高等教育プログラムは、正式に認可された高等教育機関が創設し、管理を行う(第5条)。

国境を越える高等教育プログラムの類型又は様式としては、①フィリピンで国境を越える高等教育プログラムを提供する権利を国外高等教育機関に付与するアカデミック・フランチャイズ、②国外高等教育機関のキャンパスをフィリピンに設立する分校、③国外の教育機関を含む2機関以上の機関から単一の学位が授与される共同学位プログラム、④国外の教育機関を含む2機関からそれぞれの学位が授与される二重学位プログラム、⑤学生が自国の教育機関で学習を開始し、国外の教育機関で学習課程を修了して、2機関から学位を授与されるツィニング・プログラム、⑥オンライン学習、遠隔学習といった情報技術を利用して行われる学習(e-learning)等が想定されている(第6条)。このような国境を越える高等教育プログラムは、学士課程、修士課程及び博士課程の学生を対象とする(第11条)。

国外高等教育機関は、フィリピンの高等教育機関との様々な取決めを通じてフィリピン国内での教育サービスを提供する経済活動に従事することができる(第7条)。分校については、教職員の80%まで及び事務職員の40%まで、国外出身者で構成することができる。ただし、入学者数の3分の1を超える留学生を受け入れることはできない(第9条)。

また、高等教育委員会の下には、国境を越える高等教育に関する部署(Transnational Higher Education Division)が設置され、①国境を越える高等教育プログラム運用に関する施策、基準及び指針の策定、②プログラムの国内運用戦略の策定、③フィリピンの高等教育機関及び国外高等教育機関による申請の受理、評価及び処理、④国境を越えて高等教育を提供する機関の能力評価等を担当する(第14条)。

海外立法情報課・日野 智豪

・ <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2019/08aug/20190828-RA-11448-RRD.pdf>